

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)がスタートします

～住み慣れた地域の中でいつまでもいきいきと健康で安心して暮らせるまちを目指して～

介護保険法の改正により、高齢者の皆さんの「介護予防」と「日常生活の自立」を支援する「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」)」が創設されました。大田原市では、**平成 29 年 4 月** から「**総合事業**」を開始します。

総合事業のできた背景

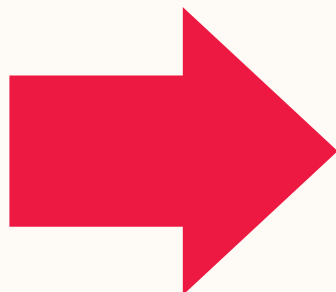
団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37(2025)年には、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。これに伴い、介護給付費(要介護認定を受けた被保険者への介護サービスの費用)の増加も見込まれています。

大田原市の現状および将来推計

● 65 歳以上の高齢者の人数
18,708 人
(平成 27 年 10 月)

● 要介護・要支援認定者数
3,682 人
(平成 27 年 10 月)

● 介護給付費
約 54.5 億円
(平成 27 年度実績)



21,071 人
(平成 37 年度推計)

1.13 倍

4,456 人
(平成 37 年度推計)

1.21 倍

77.8 億円
(平成 37 年度推計)

1.43 倍

※平成 37 年度推計は大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(あんしんプラン)第 6 期計画から

市の推計では、このままのような対策も実施されないと、平成 37 年度の介護給付費は 77.8 億円、介護保険料は 1 人当たり月平均約 5,800 円から月平均約 8,800 円となる見込みです。介護保険制度を破たんさせないためには、市民の皆さん一人ひとりが自ら介護予防や生活支援に積極的に取り組んでいくことが重要です。

総合事業とはどんなもの？

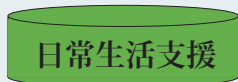
総合事業は、元気な高齢者の方・要支援の方が要介護状態にならないための事業です。

1 大きな 2 つの柱



介護予防

と



日常生活支援

に力を入れます

- ・介護に必要な情報を発信していきます。
- ・高齢者自身も社会での「役割」や「生きがい」を持つなど、介護予防に努めるための環境を整えます。
- ・介護サービス事業者、NPO、ボランティア、地域の皆さんにも参加していただき、高齢者を地域全体で支えていく取組を行います。

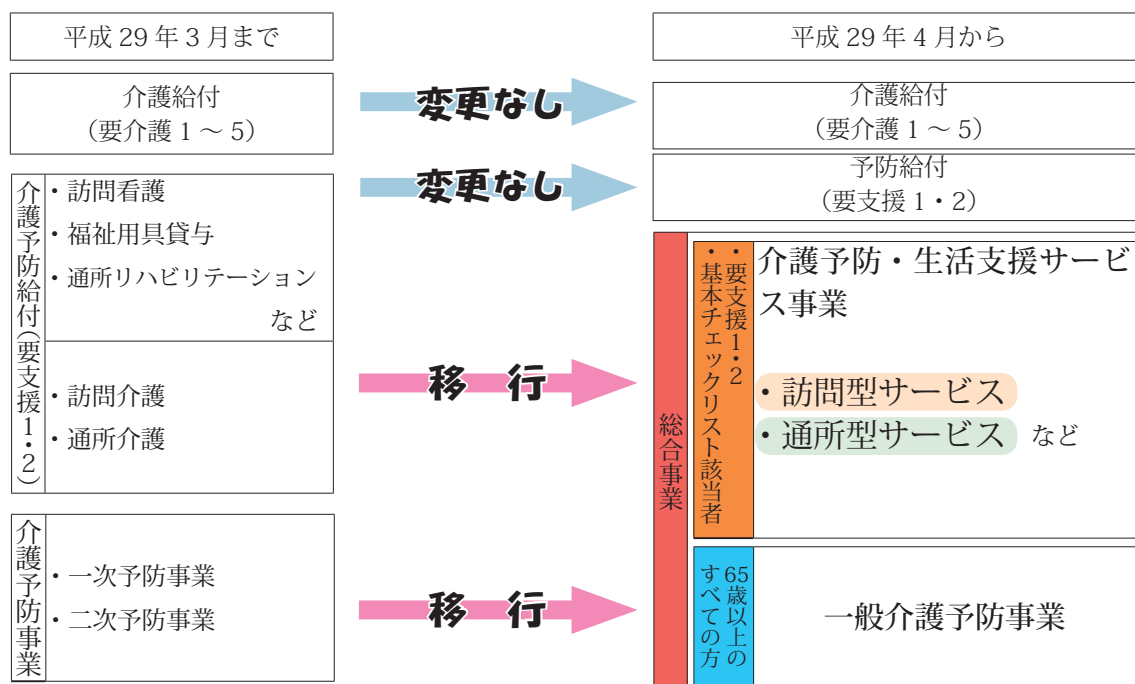


2 いままでとの変更点

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から成り立っています。

これまで「要支援 1・2」の方が利用していた「訪問介護」と「通所介護」は、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行し対象者が広がったりサービスの種類が増えたりします。

総合事業への移行による変更点

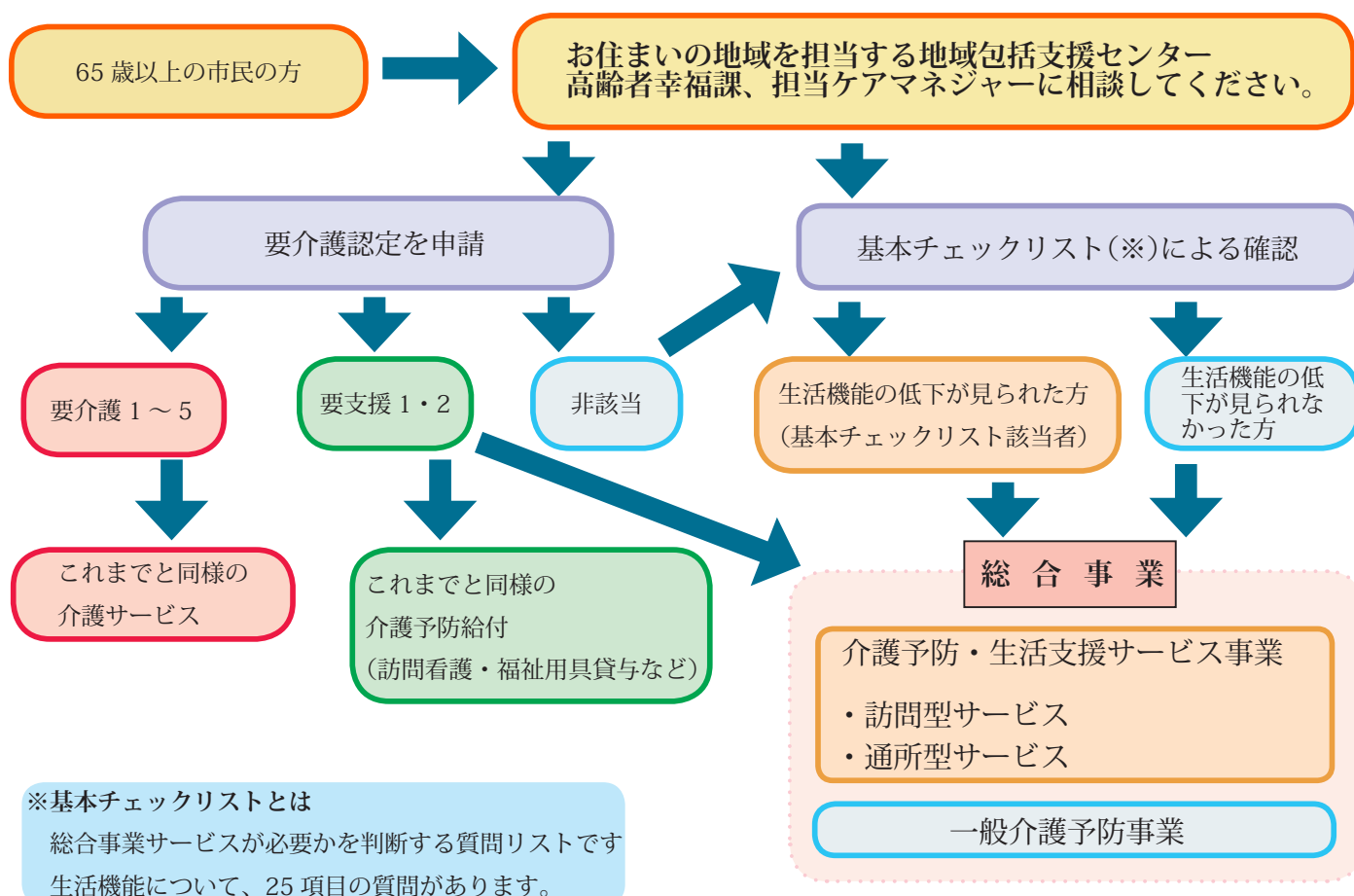


※現行の要支援 1・2 の方に対する介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプ)および通所介護(デイサービス)が総合事業に移行します。また、介護予防事業も総合事業に移行します。

総合事業サービス利用までの流れ

総合事業のサービスを利用するためには、まず、市または地域包括支援センターにご相談ください。

ただし、利用の受付は、平成 29 年 3 月からの予定です。



総合事業によって期待できること

- 1 日常生活にちょっと不便を感じている方やちょっとした外出先がほしい方へのサービスが整い、生活の安定や向上が期待できます。また、要介護に認定されなくても受けられるサービスが整うことで、自立意識の向上・継続が図られ、介護認定率や介護給付費が抑えられることにより、介護保険料の増額を防ぐことにつながります。
- 2 地域の実情や一人ひとりの状態に合ったサービスを、きめ細やかに受けられます。
- 3 地域住民などによる支え合いや見守りの取組が広がることで、高齢者の社会参加や閉じこもりの解消が期待できます。

総合事業Q & A

 総合事業開始により、要介護1～5の方が受けられるサービスは変わりますか？	 総合事業は、どんな方が対象になりますか？
変わりません。要支援1・2の方も訪問介護・通所介護以外は変更ありません。 	要支援1・2の方と基本チェックリストで生活機能の低下が見られた方が対象となります。(一般介護予防事業については、65歳以上のすべての方が対象となります。) 
 これまで介護予防訪問介護・通所介護を利用していました。総合事業によって4月から利用できなくなってしまうのでしょうか？	 現在、介護予防通所リハビリテーションを利用しています。総合事業開始によりどこが変わりますか？
これまでの介護予防訪問介護・通所介護のサービスは、現行相当サービスとして移行されますので、これまで同様に利用できます。 	総合事業開始により変更となる介護予防サービス(要支援1・2の方が利用するサービス)は、介護予防訪問介護と介護予防通所介護のみです。これら以外のサービスについては、これまでと同様に利用できます。 

総合事業に関する詳細は下記連絡先にお問い合わせください。

	住 所	電 話 番 号	所 管 区 域
高齢者幸福課	大田原市本町 1-4-1	0287-23-8865 0287-23-8740	大田原市全域
中央地域包括支援センター (大田原保健センター内)	大田原市若草 1-832	0287-20-1001	大田原地区・紫塚地区・金田北地区・ 金田南地区
西部地域包括支援センター (大田原市福祉センター内)	大田原市浅香 3-3578-17	0287-20-2710	西原地区・親園地区・野崎地区・佐 久山地区
東部地域包括支援センター (黒羽庁舎 北側)	大田原市黒羽田町 848	0287-53-1880	湯津上地区・黒羽地区・川西地区・ 両郷地区・須賀川地区

介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス・通所型サービス)の内容については次月号以降の広報おおたわらにて紹介します。